

会 議 録

| | | | |
|--------------|--|--|--|
| 会議の名称 | 令和5年度第1回朝霞市地域密着型サービス運営委員会 | | |
| 開催日時 | 令和5年7月31日（月）午後3時15分～午後3時55分 | | |
| 開催場所 | 朝霞市民会館ゆめぱれす 会議室 201 | | |
| 出席者 | 委員10名（近藤委員、池田委員、橋本委員、大橋委員、幡委員、渡邊委員、清水委員、松本委員、古川委員、福山委員） 事務局6名（佐藤福祉部長、増田長寿はつらつ課長、坂田長寿はつらつ課長補佐、長尾長寿はつらつ課長補佐、泉係長、小竹主事） | | |
| 会議内容 | （1）委員長及び副委員長の選出について （2）地域密着型サービスの現状について（報告事項） （3）地域密着型サービス事業者公募について（審議事項） （4）その他 | | |
| 会議資料 | 資料1 市内地域密着型サービス事業所一覧 資料2 第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画における施設整備計画について 資料3 第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画における施設整備計画（案）について | | |
| 会議録の 作成方針 | <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 | | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 | | |
| | <input type="checkbox"/> 要点記録 | | |
| | <input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年） | | |
| | 電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間 | <input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月 | |
| | 会議録の確認方法 委員長の確認により | | |

| | |
|--|-------------------|
| <p>そ の 他 の 必 要 事 項</p> | <p>会議公開 傍聴 0人</p> |
| <p>審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）</p> | |
| <p>1 開 会 <傍聴 0名></p> <p>2 委員及び事務局 自己紹介</p> <p>3 議 事 (1) 委員長及び副委員長の選出について</p> <p>佐藤福祉部長を仮議長とし、進行。 委員長の選出について、古川委員を推薦する声があり、委員の賛同を受け、委員長となる。 以降、古川委員長が進行。 副委員長の選出について、近藤委員を推薦する声があり、委員の賛同を受け、副委員長となる。</p> <p>(2) 地域密着型サービスの現状について（報告事項） 【事務局 小竹】 まず、「地域密着型サービス」についてご説明申し上げます。 地域密着型サービスとは、高齢者が中度や重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活が継続できるように、身近な市町村で提供される介護サービスです。事業所の指定・指導・監督の権限は、市町村にございます。原則として、その市町村の住民であり、被保険者の方のみが利用することができるサービスとなります。 次に、お手元の資料1「市内地域密着型サービス事業所一覧」をご覧ください。 朝霞市内の地域密着型サービス事業所につきまして、サービス内容ごとに一覧にしたものです。横軸はサービスの形態を、縦軸は第1から第6までの各圏域を示しております。 本市の地域密着型サービスは、グループホーム、認知症対応型デイサービス、小規模デイサービス、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模特別養護老人ホームの6業種、事業所数は22事業所の指定となっております。前回会議以降の新規開設や休止、廃止等はありませんが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の「そよ風 定期巡回朝霞（仮称）」につきましては、令和5年12月に開設予定となっております。</p> <p>(3) 地域密着型サービス 事業者公募について（審議事項） 【事務局 小竹】 まず、高齢者福祉計画・介護保険事業計画についてご説明いたします。 朝霞市では、高齢者を取り巻く状況の変化や高齢社会における諸課題に対応するための高齢者施策の基本的な考え方及びその取り組むべき具体的な施策等を総合的かつ体系的に整え、高</p> | |

高齢者福祉及び介護保険事業の方向性を明らかにするとともに、介護保険事業の健全かつ安定的な運営を目指すことを目的とした、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しております。この計画の中で、地域密着型サービスの整備計画を定めております。

それでは、資料2をご覧ください。

令和3年度から令和5年度までの3年間における、第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、地域密着型サービスの基盤整備として、「看護小規模多機能型居宅介護」及び「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の2種類の事業所を、それぞれ1か所ずつ新規開設することを計画しておりました。

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」につきましては、令和4年度の公募にて、一社から応募がございました。その際に、朝霞市の福祉部及びこども・健康部の部課長により構成される、朝霞市地域密着型サービス事業者選考委員会において、法人の理念・姿勢や、法人運営の透明性・公平性等を観点とした選考を行い、適格事業者と認められました。令和4年11月11日に開催した朝霞市地域密着型サービス運営委員会にて、委員の承認をいただき、開設に向け準備を行っているところでございます。第8期における公募につきましては、以上で終了となります。

次に、お手元に資料3をご用意ください。

令和6年度から令和8年度までの3年間における、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、地域密着型介護サービスの基盤整備として、「看護小規模多機能型居宅介護」を検討しています。事業者につきましては、公募で募りたいと考えております。整備を検討している理由といたしましては、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定のための調査結果から、在宅での暮らしをご希望される方、及び在宅での適切なサービスがあれば、在宅での生活を希望されると考えられる方が多数いると捉えられ、介護職と看護職の連携により、医療的ケアを必要とする方を含む、多様な利用者に柔軟に対応することができる当サービスが開設されることで要介護者の方が住み慣れた自宅で、できるだけ長く暮らすことを支援できると考えているからでございます。

また、第8期計画期間では、応募がなかったことも踏まえ、第9期につきましては、他の地域密着型サービスである「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」又は「地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）」との併設も可としまして、次期計画中には整備したいと考えております。

「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」又は「地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）」との併設を可とする理由といたしましては、中長期的な視点で必要があると考えられる施設であること、かつ「看護小規模多機能型居宅介護」を単独で公募した結果、応募がなかったことから、他の地域密着型サービスとの併設を可とすることで応募への動機づけとし、在宅生活を継続していくための核となる「看護小規模多機能型居宅介護」を整備したいと考えたからでございます。

お手元に資料3の2枚目をご用意ください。

第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の調査の詳細を申し上げますと、昨年度、市内在住で要介護1～5の方を除いた満65歳以上の方の中から、無作為で抽出した4,800名を対象として、高齢者の生活状況や生活支援のニーズなどを把握するために調査を行いました。

調査の中で「あなたが介護を必要とする状態となった場合に、どのような生活を希望しますか」という質問があり、「現在の住まいで、介護保険等の公的サービスの利用を中心に生活したい」という回答が47.4%、「特別養護老人ホームや有料老人ホーム等の施設に入所して生活したい」が16.3%の回答がございました。

さらに、資料3の3枚目をご覧ください。

資料3の3枚目では、「特別養護老人ホームや有料老人ホーム等の施設に入所して生活したい」との回答があった16.3%の中で、その理由を伺った結果を掲載してございます。その結果の中で、「家族に迷惑をかけたくない」という回答が60.0%ございました。「家族に迷惑をかけたくない」ということを察しますと、できれば在宅で生活したいとの思いをお持ちの方が一定数いらっしゃると思われるところでございます。

こういったことから、朝霞市といたしましては、在宅での生活を継続できるように、引き続き、「看護小規模多機能型居宅介護」の整備を検討しております。

改めまして資料3の1枚目 下段をご覧ください。

次に、整備を制限するサービスについてご説明申し上げます。認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型特定施設入所者生活介護（小規模介護付き有料老人ホーム）及び地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）につきましては、介護保険事業計画に定めた施設定員に達しているため、総量規制を行い、新規参入は認めないこととします。なお、先ほど申し上げました看護小規模多機能型居宅介護の公募で併設する場合については、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）及び地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）は、総量規制の対象外とします。

また、地域密着型通所介護（小規模デイサービス）については、当市で在宅生活での核と考えている、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護の公募を行った関係で、介護保険法により、普及のために新規参入は認めないものとします。

ただし、療養通所介護は、主に難病等の重度介護者やガン末期の者であっても利用できるデイサービスで、利用者やその利用者の家族の身体的・精神的負担を軽減できることから、その対象外といたします。

つきましては、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画期間中での公募はなしとし、令和6年度から令和8年度までの第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画における施設整備するサービスは、「看護小規模多機能型居宅介護」とし、整備を制限するサービスとしては、公募で併設する場合を除き、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」、「地域密着型特定施設入所者生活介護（小規模介護付き有料老人ホーム）」、「地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）」及び「療養通所介護」を除く、「地域密着型通所介護（小規模デイサービス）」としてよろしいか、皆様からのご承認を賜りたいと存じます。ご承認の程、よろしく願います。

<委員からの意見・質問等>

【福山委員】

第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画で、引き続き公募での「看護小規模多機能型居宅介護」の整備を検討しているとのことですが、第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画途中での公募がなかった原因は分かっていますか。

【事務局 泉】

応募のなかった原因は、明確には分かっておりませんが、応募のご相談をいただきました介護事業者などからお話を伺いましたところ、公募に応募するためには、まず一定の広さの土地を用意する必要があり、多くの場合は、地主さんから土地を借りるなどし、準備するため、公募期間に合わせる事が難しい。

さらに、初期投資をしなくてはいけない金額が大きいため、開設後、何年かは経営が安定しないことなどが応募がない原因であると捉えております。

<審議>

【議長】

議題（3）地域密着型サービス事業者公募については、事務局の提案のとおり承認するという事でよろしいでしょうか。

【委員からの異議等】無し

（4）その他（報告事項）

【事務局 小竹】

会議録の確定方法について、前任期までは、委員会終了後、事務局で作成した会議録を委員長にお伺いを立て、署名をもらった後に確定とさせていただいておりますが、今後はメールにて、委員長に会議録を送付し、ご確認いただいた後に、修正点等ないようでしたら、確定とさせていただきます。

<委員からの意見・質問等>なし

3 閉 会